

## 東郷町ホームページバナー広告掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、東郷町ホームページ広告掲載に関する要綱第3条2項に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして掲載の可否の判断を行うものとする。

(広告の内容にかかる基準)

- 2 第3条2項各項に掲げる基準は次のとおりとする。

(1) 次の業種又は業者の広告は掲載しない。

ア 風俗営業類似の業種

イ 通信販売及び訪問販売の類のもの

ウ ギャンブルにかかるもの

エ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者

オ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設の事業者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び社会更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の事業者

キ 町税等を滞納している者

ク 暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの

(2) 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

ア 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの

イ 法律で禁止されている商品及び無認可商品、粗悪品などの不適切な商品並びにサービスを提供するもの

ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの

エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

オ 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの

カ 非科学又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの

キ 社会的に適切でないもの

ク 国内世論が大きく分かれているもの

附 則

この基準は、平成21年2月1日から施行する。